

第28回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会

日 時：平成21年7月25日（土）
14：15分～16：20
場 所：ユートリー 8階ホール

司会： 皆様、本日はお忙しい中御出席いただきまして、大変ありがとうございます。
皆さん、お揃いになりましたので、ただ今から第28回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を開催いたします。
まず本日の資料のご確認をお願いいたします。
資料には、事前に送付させていただいたものと、本日配布したものがございます。
まず、事前に送付させていただいた資料でございますが、次第、資料3、4、5、7、そして平成21年度版パンフレット県境再生へ向けた取り組みの以上でございます。
それから、本日お手元に配付しております資料でございますが、出席者名簿、席図、資料1、資料2、資料6-1、6-2、それから配付資料の一覧には載せておりませんが、別封筒に入れてお配りしております廃棄物本格撤去マニュアルの差替え版の以上でございます。
もし、不足等ございましたら、担当の方へお申し付けください。
それでは、開会にあたりまして、環境生活部長よりご挨拶申し上げます。

環境生活部長： 環境生活部長の名古屋でございます。

本日は、お忙しいところ、本協議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

不法投棄産業廃棄物の撤去状況につきましては、今年の5月から、新たに東通村の三菱マテリアル株式会社青森工場に搬出を開始したこともございまして、今年度の実績で、既に7万6千トンを超え、これまでの累計で38万1千トンを超えております。お陰様で、撤去作業も順調に進んでおり、これも一重に関係皆様の御協力の賜物であり、深く感謝申し上げます。

本日の協議会では、処理施設の確保状況や去る6月20日に実施いたしました地山の確認結果などについて御報告いたしますほか、不法投棄現場の環境再生計画素案について御協議いただくこととしております。委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見、御指導を賜りますことをお願い申し上げます、御挨拶といたします。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

司会 : それでは、早速議事に移らせていただきます。

議事の進行につきましては、協議会設置要領第4第4項の規定によりまして、会長が行うこととなっております。古市会長におかれましては、お手数でございますが、議長席の方へお移りいただきまして、議事進行方、よろしくお願いいたします。

古市会長 : 皆様、こんにちは。

今日はあまりお天気がよくなくて、どちらかというと過ごしやすくいいんですが、土曜日のお休みにも関わらず御出席いただきまして、どうもありがとうございます。

先ほど、名古屋部長から、撤去作業の方は順調に進んでいるという御報告がございました。そういう前提のもとで、この後、跡地の環境再生をどうするかというのが後半の主要な議題になってまいりました。

この美しい森の国、青森ですね。いかに守るかということで、私がイメージを受けますのは、2年ほど前に安倍首相というあまり印象がよくないかも分かりませんが、「美しい国日本」ということで、環境立国戦略というものを立案いたしました。この思想は、現在、かなり普及しておりますが、要するに低炭素社会、それから循環型社会、自然共生社会と、この3つの社会を創りましょうと。これを統合して、持続可能、サステナブルな社会を創るんだということで、環境立国ということで、日本の特徴付けをそういうふうな表現でされたということで、戦略としても、今、盛んに多方面で取り組まれているのは、皆様、よく御存知のことと思います。

今、環境再生ということで、この間、全国にアイデアを公募いたしましたところ、沢山の、20数件のご応募がございまして、その中から素晴らしい5件を選んで発表していただき、また、表彰させていただきました。

その時の方向としまして、自然再生ということと、地域振興ということと、それから教育・文化という、この3つの基本的方向があるんだということが打ち出されて、自然再生の方は、確か5件中4件、それから地域振興が5件中2件ないし3件で、教育・文化の方が4件でしたので、ある程度まんべんなく御提案いただいております。

これが、この3つの方向というのは、「美しい国日本」の環境立国戦略の方向ともやはりマッチしてございまして、そういうようなところを統合して、持続可能な社会ということで、教育・文化、こういう負の遺産を後世に良い意味で伝えて、誤りのないようにしよう。

また、環境では、美しい青森の環境を守るためにどうしたら良いか、その知恵が日本全国でどう役に立つのか、そういうようなことを発信していくということで、非常に相通ずるところがあるように、私には感じられます。

ということで、今日も報告事項が幾つかございますが、それを終わりました協議事項で、環境再生計画を協議会でいろいろ御議論し、御提案した、その辺を踏まえて県の方で素案を作っていたいただいておりますので、それについて忌憚のない御意見を皆様から頂戴したいと思っております。

ということで、今日はちょっと時間が変則で、2時15分から4時までということで、ちょっと15分ほど短いものですから、効率よく進めさせていただきます。座って進めさせていただきます。皆様にはよろしく御協力のほどお願い申し上げます。

では、早速ではございますが、報告事項の1番目、廃棄物の撤去状況につきまして、資料1に基づきまして御説明、よろしくようお願い申し上げます。

事務局 : それでは、資料1「廃棄物の撤去実績について」を御覧ください。

平成21年7月17日現在のものがございます。

前回、4月11日に開催されました協議会では、平成20年度までの実績を御報告いたしました。305,159.45トンということでございました。

今年度4月以降の状況についてですが、4月分、4月6日から運んでおりますけども、18日間、1,641台、19,330.46トンを運搬しました。

続きまして、5月分につきましては、1施設増えまして7施設に運搬しております。18日、1,548台、18,316.54トンでございます。4月分、5月分、台数が減っていますが、これは一部施設、定期修理などがございまして、施設は増えましたけども、台数は減っております。

6月分、作業日数22日、2,095台、24,727.93トンということでございまして、現有施設への運搬量としては、22日ということもございまして、これがほぼ最大値ということになるかと思えます。

7月分は途中までで、13日間ということで、1,200台、14,186.45トン運搬しております。

ということで、21年度の7月17日現在の実績としましては、作業日数で71日、台数6,484台、76,561.38トンということでございます。

累計ですと、381,720.83トンということになっております。

21年度の累計のところでは埋め立て処理量と焼却処理量の関係を御説明いたしますが、埋め立ての割合が46.3%ということになっておりまして、下の表の左側が月別の埋め立て焼却の内訳を載せておりますが、大体45から46%で推移しております。

続きまして、下の右側の表になりますが、撤去量の実績計画ということで載せております。今年度は、19万4千トンの目標ということでございまして、今のところ76,561トン余りということで、39.5%の進捗率ということになっておりまして、日数が、3.5か月ほどということでございますので、かなり進捗していると考えております。

以上です。

古市会長： ありがとうございます。

いかがでしょうか。21年度、4月から始まって、3.5か月で39.5%。下の右の図の進捗、白い部分というのが39.5ですね。

いかがでしょうか。何かご質問等、ございますか。

特段、ないようですので、このように順調に進められているということでございます。

それでは、次、処理施設の確保状況について、資料2に基づきまして御報告、よろしく願いいたします。

事務局： 資料2に基づきまして、処理施設の確保状況について御報告をいたします。

去る5月12日に三菱マテリアルを代表とする、マテリアル共同企業体と廃棄物の運搬及び焼却・焼成処理の契約を締結し、5月22日金曜日と翌週の25日月曜日に東通村尻屋にある同社青森工場にそれぞれ運搬車両3台で搬出を行い、その後は、一日当たり6台で約70トンの廃棄物を搬出しております。

同社、青森工場はセメント工場でございまして、搬出した廃棄物はセメントの原料資源として有効利用されております。

次に、本年度における処理委託先についてでございますが、資料の下の表に記載してあるとおり、今回、処理を開始いたしました三菱マテリアル青森工場を含め、全7施設となっております。表中の平成21年度の処理計画量の欄でございますが、この数値は、一応の目安となっておりますが、7社分合計をいたしますと、先ほど御説明いたしました年間撤去計画量である19万4千トンとなっております。

また、その右の7月17日現在の平成21年度実績の欄の数値でございますが、これも先ほど御説明した撤去実績の施設別内訳となっております。下から2段目と3段目が埋立処理量の内訳。それ以外が焼却処理量の内訳となっております。

本格撤去開始当初には、処理施設の確保についていろいろご心配をお掛けしたところでございますが、現時点で年間撤去計画量に対応でき得る体制が整ったものと考えておりまして、今後とも、安全かつ計画的に廃棄物の撤去を進め

て参ります。

なお、本日、委員の皆様には、封筒の中に本格撤去マニュアルの一部改正部分をお配りしておりますので、以前お渡ししてあるマニュアルファイルの関係部分を差し替えてくださいますようお願いをいたします。

資料2の処理施設の確保状況につきましては、以上でございます。

古市会長： ありがとうございます。

いかがでしょうか。東通村の三菱マテリアル青森工場で、5月22日から新しく搬出を始めたということで、この7か所でございますか、強力に処理の体制が整ってきているということをお報告いただきました。

いかがでしょうか。何かお聞きになりたいこと、ございますでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、報告事項の3番目の「不法投棄現場で発見されたコンクリート塊等について」ということで、資料3に基づきまして御報告、よろしくお願いたします。

事務局： それでは、不法投棄現場で発見されましたコンクリート塊等について御報告をいたします。

このコンクリート塊につきましては、平成19年8月に最初に1個確認され、中にあったドラム缶の内容物を採取分析いたしましたところ、衣料用防虫剤等の原料として使用されている、パラジクロロベンゼンを主とした汚泥と判明し、平成19年9月開催の第18回本協議会で御報告をし、その後、翌10月に特別管理産業廃棄物として焼却処理を行っております。

その後、昨年度におきまして、同様のコンクリート塊が現場北側の旧選別ヤードから48個確認され、発見の状況、削孔調査内容、調査結果等につきましては、第25回及び26回の本協議会で御報告をさせていただいたところでございます。

今年度に入りまして、資料3に記載してあるとおり、昨年度確認されたコンクリート塊と同様のもの、146個が追加確認されたほか、コンクリートで被覆した形跡のないドラム缶46個が確認されました。

なお、確認個数が急増したこと、内容物が異なるコンクリートで被覆されていないドラム缶が確認されたことから、5月末現在の状況につきまして報道機関に資料提供をし、公表をしております。

コンクリート塊の削孔作業につきましては、前々回の本協議会で御説明したとおり、安全対策を優先いたしまして、重機により1個ずつコンクリート塊を台座に固定後、自動送り装置付きのコアドリルにより無人で削孔して内容物を

確認後に蓋をして密閉しております。

今年の3月段階では、一日に2個削孔するのが精一杯でしたが、作業の集中化・効率化を図りまして、6月には一日に7ないし8個の削孔を行ったところでございます。

現在、コンクリート塊は、昨年度分を含めまして194個確認されておりますが、これまでに削孔作業を進め、166個の内容物を確認しております。

1、確認状況のところでございますが、コンクリート塊及びドラム缶につきましてそれぞれ発見時期、個数、内容物の確認状況をまとめております。

まず、発見場所につきましては、資料の2枚目の現場位置図を御覧いただきたいと思っております。この位置図の右下の方が現場の入り口、右側が県境ラインとなっております。コンクリート塊及びドラム缶は、現在の選別ヤードの南西側にありました旧選別ヤードの下から発見されております。ここに表示してあるとおり、○印が発見場所となっております。

1枚目に戻りますが、1、確認状況の表の右側、内容物確認状況のところを書いてありますが、コンクリート塊につきましては、昨年度発見された48個中、2個については分析の結果、パラジクロロベンゼンであることが確認されておりました。残る46個についても白色結晶でパラジクロロベンゼンと同じ臭気が確認されております。

また、今年度発見された146個中、118個の確認が終わっており、うち117個についても白色結晶でパラジクロロベンゼンと同じ臭気でしたが、うち4個に酸性の液体が混じっているのが確認されております。

また、中性の黒色液体で臭気は生臭い不快臭のものが1個確認されております。

なお、表の下の*印の1にありますとおり、コンクリート塊の構造は、ドラム缶をコンクリート被覆したものでございますが、袋詰めのをコンクリート被覆したものが1個確認されております。

次にドラム缶についてでございますが、発見された46個中、33個の内容物が確認できました。いずれも黒色の固形物で無臭のものでございました。酸性の液体が混じったコンクリート塊、コンクリート塊に入っていた黒色液体、黒色固形物の入ったドラム缶につきましては、2枚目の先ほど御覧いただいた発見場所の下の方に写真を掲載しております。

1枚目に戻りますが、2、内容物の性状でございますが、コンクリート塊の内容物はパラジクロロベンゼンと同じ性状の固形物であり、ドラム缶に入った黒色固形物は、元素分析で炭素・水素・窒素が主成分であることが判明しておりました。性状はタールやピッチなどアスファルト状のものとなっております。

その他の性状の異なる内容物につきましては、処理にあたって必要な分析を

行っていくこととしております。

3、保管状況ですが、コンクリート塊等につきましては、防水シートで養生保管しております。

4、今後の対応でございますが、内容物の性状に応じて分析し確認した上で、適切に処理することとしておりまして、内容物については、焼却処理をする方向でコンクリートの分離、内容物の取り出し等の方法について、現在、ノウハウを有する事業者等の意見を聞きながら検討を進めているところでございます。コンクリート塊等につきましては、以上でございます。

古市会長： ありがとうございます。

いかがでしょうか。かなりコンクリート塊が発見されたということでございます。ドラム缶も同様に発見されたということで、いかがでしょうか、この辺につきましては。特段ございませんか。

不明なものがコンクリート塊の中で 28 個、それからドラム缶で 13 個ありますが、これも鋭意継続して、これは目視と書いてありますが、目視確認されていくわけですね。

あと 28 個はまだやっていないということですね。

事務局： 一旦、6月末で作業の方を締めておりまして、その後、発見されたものについては、また数がまとまり次第、削孔作業に入っていきたいと考えております。

古市会長： そうですか。

これは、目視と分析というのがあるんですが、目視である程度、大体内容物について見当をつけたら、分析を、分類していくんですか。それとももう横並びだという感じでやられるんですか。

事務局： そうですね。19年度に1回、それと20年度に発見された2個については分析を行っておりまして、それ以外のものについては、いずれも白色結晶でございますし、臭気も同じということで、処理にあたっては同様のものということで考えております。

古市会長： 分析は種類ごとに、処理の方は焼却処理の方向で全部、今のところは考えているということですね。

よろしいですか。どうもありがとうございました。

それでは、4番目の報告事項としまして、地山の確認結果について。資料4に基づきまして御報告をよろしくお願いいたします。

事務局 : それでは、資料4の地山確認結果について御報告いたします。

県境不法投棄現場、通称、私共はFエリアと呼んでいる場所でございますが、その一部におきまして、廃棄物の撤去が完了し、公開のもと地山を確認いたしましたので御報告申し上げます。

資料の内容に入る前に、今回、地山確認ということは初めて、第1回目でございます。地山確認につきましては、本格撤去マニュアルに記載されておきまして、それには、廃棄物を撤去した後、廃棄物の有無の確認は目視確認及び重機による地山の試掘により公開のもと行うということになっております。今回、これに基づき実施したものでございます。

公開にあたりましては、5月22日に発行いたしました現地事務所日より、これは当室の現地事務所において田子町の全戸に配布している広報誌でございますが、これに「6月に地山確認を行います」ということを掲載しております。

そして、6月12日に地山確認の概要等につきまして、マスコミに投げ込みをいたしまして、翌日の新聞に掲載されました。それから併せて田子町役場を通じまして、住民及び関係者に連絡していただくなど、公開のもとに地山確認を行う旨、周知を図ったところでございます。

また、公開当日におきましては、八戸工業大学の熊谷教授に専門家としてのお立場からご助言をいただきながら、地山確認作業を進めさせていただいております。

それでは、資料の内容に基づきまして説明いたします。

まず、1番目の確認した日でございます。今年の6月20日、土曜日の午後に行っております。

確認した場所につきましては、下の図面に着色しておりますが、不法投棄現場南側の通称Fエリアです。ブロック番号でいきますと、Aの9からBの13、それからSの3からSの5の範囲でございますが、面積にいたしまして約5,000㎡でございます。

3番目の確認方法及び状況でございますが、1つ目として、地山の表層約5,000㎡を目視で廃棄物がないことを確認いたしました。

2つ目として、2か所につきまして、深さ約2mまで重機によりまして試掘いたしました。目視でその中にも廃棄物がないことを確認しております。

3番目としまして、以上の確認作業は、地域住民の方々と報道の方が14名参加し、その方々に公開ということで実施しております。

4番目の今後の予定でございます。1つ目としましては、今回目視確認しました地山については、汚染されていないかどうかについて確認するためVOCと重金属類の分析調査を行います。試料採取につきましては、公開した後、確

認した後の6月24日から25日の2日間で試料採取いたしました。現在、分析中でございます、その結果は8月中旬頃に判明する予定でございます。その結果が出次第、公開することとしております。

地山汚染の有無につきましては、これもマニュアルに定められておりまして、その方法によって調査しております。

簡単にお話しますと、まず30m区画の調査を行います。基準値を超えているかどうかを確認しまして、もし超えていれば、さらに10m区画の調査を実施いたします、基準値超過の範囲を特定していくという手法で行うこととなっております。

2つ目として、今回の地山の上に今後の廃棄物搬出作業に必要となります道路を今築造しているところがございます。したがって、3つ目として、分析の結果、汚染が確認された場合につきましては、これもマニュアルに書かれておりますが、道路等の必要が無くなった時点において、汚染土壌を撤去することとなっております。

4つ目としまして、今後とも、地山確認につきましては、廃棄物の撤去状況に応じまして、随時公開のもと確認していくということにしております。

なお、参考までに、次のページに6月20日の状況写真を載せておりますが、左上の方、地山の確認しました全景でございます。約5,000㎡でございますが、これは、南側の牧草地西側から東側を見ておりまして、正面奥の方が岩手県側となっております。右側の写真が6月20日当日に公開して地山確認している状況写真でございます。それから、その下の左側、これは試掘している状況でございます。表面が赤っぽくなっておりますが、その所につきましては、鉄分が多く酸化したものと考えております。試掘した結果、赤っぽい地山の途中で白っぽいものも層となって見えております。中身を確認しましても、手に取って見ても廃棄物でないことが確認されております。

それから、1番下の方の2つ目の試掘状況です。左側の方が掘った後の状況でございます。表は茶色の地山でございましたが、内部の方は灰色の層になっている部分が見られております。これは、手に取って見ますと、かなり締まった密な粘土質のような状況でございます。右の方は、掘削したものでございますが、重機のバケットがそのまま残るような形の湿った密なものの方が分かるかと思っております。

いずれにしても、この試掘の場所は前のページの着色している部分で試掘しております、位置的にそのポイントは、図の「マルに十字」でございます。深さは、約2mで掘削しました。

今回初めての地山確認ということでございますが、随時今後とも、地山が出次第、公開のもと確認していくという方向で考えております。

以上で資料4についての説明を終わります。

古市会長： ありがとうございます。

いかがでしょうか。地山の確認。目視と掘削検査をやられたと。住民の方と報道関係の方の公開のもとでやられたということでもあります。掘削したものの結果は、分析結果は、8月の中旬ですから、ちょっとまだ結果が出ていないわけですが、いかがでしょうか。これに関しまして何かご質問、コメント等ございますでしょうか。

石井委員： すいません、一つだけ教えてください。

今、道路を付けられているということですが、そのほかの地山が見えている部分、法面も含めて、これはキャッピングをやり直すとか、どういうふうこれから長い間、地山を管理されていくのでしょうか。

事務局： このままですと地下に浸み込んで、汚染水と一緒になるものですから、それを出来るだけ避けるために、道路を作った後は、表面は舗装することにしてあります。道路に入った、降った雨は、側溝で雨水処理していると。それ以外の所については、ブルーシートを覆いまして、地下に入らないようにということで、それも側溝に導いて処理するというふうに考えております。

石井委員： ありがとうございます。

古市会長： 他にいかがでしょうか。ございませんか。

この2か所、私は立ち会っていませんね。この2か所はどういうふうにして選ばれたんですか。このAとBは。

事務局： 公開でお集まりいただいた方々の中から、「どこか希望の所はございませんか。」ということをお話をいただいて、「こころ辺を」ということとお話をいただいて、2か所を選ばさせていただきました。

古市会長： こころ辺をということで。そうですか。よく分かりました。

もう1つだけ教えてください。汚染が確認された場合は、汚染土壌を撤去するとなっておりますが、これは、汚染土壌として撤去するのですか。それとも廃棄物として撤去するのですか。その辺のところは、法律的な面で取り扱いが変わってくるかなと思ひまして。

事務局 : 土壌として撤去するのかどうか。あるいは、廃棄物として取り扱うかということについては、マニュアルにも記載されておりませんので、今後、十分検討して、もし汚染が確認されれば、具体的な処理方法については検討していきたいと考えております。

古市会長 : そうですか。十分ご検討ください。ありがとうございました。
他にございませんか。なければ、最後の報告事項に移りたいと思います。
それでは、5番目の21年度の次代につなぐ県境再生啓発事業(計画)について、資料5に基づきまして御報告よろしくお願いたします。

事務局 : それでは、資料5について御説明いたします。
この事業は、平成18年度から20年度までの3か年で、これまで実施してきました「県境再生総合啓発プログラム事業」がございまして、その後継事業という位置付けで今年度から2か年の予定で実施するものでございます。

従前の事業は、61万4千円ほどで実施してきましたが、今回、重点事業という取り扱いでございまして、今年度の事業費は355万円となっております。

事業の概要についてですが、事業の状況を公開することによりまして、事業への理解、促進を図るとともに、環境保全の大切さを学んでもらうという事業の趣旨は従前と同じでございしますが、田子町までは同じですが、今回追加になったものが、「処理施設近隣の小中学生等を対象に」という部分が追加になっております。

処理施設、県内各方面が増えております。7施設になりましたので、それら県内の処理施設の近隣の小中学校等を対象に拡大して実施しております。

それから、「また」以降のところでございますが、学習用教材を作成することが1つ。それから、県の取り組みに関する記録映像を蓄積するということが1つ。ここが追加になった部分でございます。

実施計画でございます。一部実施済みのものがございしますが、(1)の出前講座につきましては、田子町及び処理施設近隣の小中に呼び掛けて募集しましたところ、今のところは3校で実施するとなっております。9月1日実施の湊小学校は、八戸市内の小学校でございまして、新規ということになっております。

なお、学年が小学校4年生でほぼ統一されておりますが、これは、当方で学年を指定したということではございませんが、小学校の教育課程の中では、4年生で水道なり下水道など、水の関係の勉強をする学年であるということで、4年生が学校の方で選ばれているということのようでございます。

(2)の不法投棄現場見学につきましては、5校から申し込みがございまし

て、新井田小学校、青潮小学校の同じく八戸市内の小中学校で、今回、新規になったところでございます。

(3) の処理施設見学につきましては、同じく上2つ、新井田小、湊小が八戸市内の新規参加校でございます。

続きまして(4)の県民現場見学会でございますが、昨年度までは、1ルート1回だけの実施ということでございましたが、今回は3ルートの設定ということでございまして、9月6日に青森ルートと八戸ルートを、それから10月25日にむつ・下北ルートで実施する予定となっております。

これは、処理施設近隣住民への対応ということでございます。

(5)の学習用教材の作成についてですが、これは、出前講座等で使用する教材としてDVDを作成するものでございます。小学生用と大人用というふうなことで、小学生用と中学生程度を対象にした2種類を作成するものでございます。既に両方とも完成しております。

(6)の県境の記録の蓄積ということですが、これは、学習、環境学習の教材や後世に伝える資料として活用するというので、県の取り組みに関する記録映像を蓄積するというので、環境学習の様子とか、それから掘削なり選別なりの状況、それから現場の四季折々の状況を定点から全景を撮るということ。

もしくは、先ほど説明しました地山公開などのエポックものにも対応するようということで、蓄積に努めて参ります。

以上でございます。

古市会長： ありがとうございます。

いかがでしょうか。現場をよりよく知っていただく、またそれを教材化して、後世にも伝えると。その準備をされているということでもあります。いかがでしょうか。何かご質問、ございませんか。佐々木委員、お願いします。

佐々木委員： 2点お尋ねですが、こういうことをやられるのは非常に良いことだと思っています。以前、青森市で施設の周辺住民の方々が不安に感じて運動を起こされましたけども、その後、こういった処理施設の現状について、理解が進んでいるのかどうか。そういう動きはないのかどうか。県内7か所ですが、周辺に汚染が広がっていないということは確認されているのでしょうか。その辺り、教えていただきたいと思います。

古市会長： 周辺にというのは、それは、これとの関係ですか。

佐々木委員： これは啓発事業としてやっていますが、小学生と中学生ですね。それをも

う少し広げた意味で、周辺住民の方々の理解が得られているかどうか。

古市会長： そういう意味ですか。
いかがでしょうか。

事務局： 1つ目の青森市周辺ということで、具体的にRERさん関連の周辺ということだと思いますが。今回、RERには、昨年度から再開したわけですが、それ以降、特に何もございません。それからこの見学会も青森ルートというのがありまして、そこはまさしくその周辺の町内会等にもご案内を直接差し上げています。ですから、まだ申し込みについては、今のところ動きはないんですが、いずれ申し込みが来るものと思っております。取り敢えず、反対とかという話には、なっていません。

事務局： 2点目の施設周辺の環境についての確認状況でございますが、青森市内の処理施設周辺につきましては、定期的に県の方で河川水と土壌の方を採取して分析をし、その結果については公表しております。

それ以外に処理施設周辺については、基本的には、その処理施設ごとに測定すべき回数とか内容というものが法令等で定められてございますので、自主測定の際に県の方で立ち会いをし、結果について確認をして、県の方から公表するというような形で、これまでも施設周辺の環境については確認してきております。

古市会長： 周辺環境のモニタリングについては、定期的にやっていますし公開ということになっていますよね。
小田委員、お願いします。

小田委員： 今回、この啓発事業ということで、田子町の小学生、中学生が今まで対象だったのが、関連処理施設の近隣にまで広げられているということで、とても大切なことだなと。

これからの子どもたちに環境保全ということの意識を啓発していくためには、これをどんどん広げていっていただきたい。予算がありますので、今回はここが限度かなと思いますが、学習教材として作成なさっているDVDがもう完成済みだということもありますので、そのDVDでしたら、もっと広く出前講座できない小学校、中学校にも紹介して活用してもらおうということも可能ではないかと考えます。その辺りは、ホームページにこういう教材が準備されてありますとか、なかなかホームページを開くということも、現場の先生方は、なか

なかないと思いますので、小学校4年生は、家庭ごみの処理について、教育課程の中で学ぶことになっていきますので、そこで更に青森県の不法投棄の日本で最大規模というところをこれから後世に伝えるためには、小学生にも、県内のもっと広く子どもたちに、この辺りをもっと意識的に取り上げて啓発していく機会というのを考えていただければと思います。

古市会長： いかがでしょうか。施設周辺ということで、小中学校ですからあまり遠い所というのは不可能でしょうから、その分はビデオを作る、教材を作って配付、デリバリーするという事なんですが、できたら広くそういうものを貸し出すような仕組みはできないでしょうかというコメントでございますが、その辺は、いかがでしょうか。

事務局： 当然、完成しましたものにつきましては、ホームページなどにも載せますし、それから学校にも通知いたします。それから、予定としては図書館などにも配付する予定になっていきますし、貸出しについてもホームページに掲載する際に貸し出せるということで、その旨も併せて掲載する予定でございます。

古市会長： これは、予算が今まで 61 万 4 千円が、355 万円ということで、2 年間で 355 万ですか。

事務局： 今年度の予算です。

古市会長： 単年度で 355 万。そうですか。ちなみに、このDVDを作って、お幾らぐらいなのですか。

事務局： 比較的安く作っていただきまして、20 万円ほどの予算で。

古市会長： 20 万。これは、大人も子どもも合わせて。そうですか。

これは、例えば、貸し出すとかデリバリーする場合、要するにコピーとかそういうのは実費でやってあげるということですね。全部配付すると掛かりますよね。良いものなのですけども。

事務局： 図書館とかには、DVDを配付します。

古市会長： 無料で配付すると。できるだけ予算内で。

他にいかがでしょうか。栗生委員、お願いします。

栗生委員： 最終的に記録映像を残して蓄積するというのですが、小学校の生徒の方々から見てもらったりしているわけですので、感想文とか、統計とかの幾つかのものを取ってそれを映像の方に取り入れるとか、そういうふうなこともやった方がいいのではないかと感じます。

古市会長： 感想文とかそういうことも、リアクションの部分ですね。一方的に出すのではなく、双方向でということですね。ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。

これは、もちろんこれはあれでしょう。最後の（6）の県民の記録の蓄積というのは、これは後世に伝える資料という意味では、環境再生にもこの後に繋がるのですが、環境資料館みたいところで蓄積していくような情報とも繋がるわけですね。その辺の繋がりをどういうふうにお考えですか。

事務局： この事業につきましては、多額の税金を投じて行われているということに鑑みまして、県の取り組みを説明する責任があると。撤去が終了する平成 24 年度以降も、説明責任を果たせるよう、平成 24 年度を視野に入れつつ、県の取り組みを集大成するための準備を今からするというふうな位置付けでございまして、その記録うんぬんの用途につきましては、幅広に考えております。

古市会長： そういう意味では、環境資料館的なものが出来るとしたら、それに向けての準備ということも視野に入れているという理解でいいのですか。

事務局： 幅広でよろしいかと思えます。考えております。

古市会長： 幅広。私、そういう行政用語、よく分からない。ストレートに言ってください。

事務局： この事業限定で考えているということではないということです。県境再生啓発事業だけに使うということではないと。

古市会長： もちろん、そういうことではないと思えます。費目も違いますしね。ただ、同じようなことをやって、同じ方向を目指しているのであれば、連携することが必要じゃないでしょうかという、そういう質問なんです。質問なり、コメントであります。

もう 1 つ、出前とか不法投棄見学、割りとこれは少ない。小中学校に連絡が

っているんだけど、中学校は1件しかないし。この辺は、小田先生にお聞きした方がいいのか分からないけども、手を挙げてくださいと言って、なかなか既に年間の計画を立てていますでしょうから、教育委員会等の連携みたいなものがあると広がりませんか。

小田委員：　そうですね。各学校に紹介されても、なかなか新たな授業を取り入れるというのは、大変で、現場では難しいのではないかと思うんです。

そういう中で、やはり教育委員会から発信されることも良いです。本当に今、現場では益々いろんなものを、沢山取り上げて欲しいというのがあります。

私も、DVDを学校にも紹介して欲しいと言いながら、それを4年生の学習に取り上げるということには、それは本当に大変だなというのがあります。

やっぱり家庭ごみの処理についての環境保全ということで、子どもたちは学びますので、そこに少しでも先生方がこういう情報が得られれば、子どもたちに投げ掛けて啓発していくということでは、取り入れられていけるかなど。ここに施設の見学とか、そういうところまでは出来ないとしても、学習の中でそれをちょっと折り込めることは可能かなど。そういう意味では、先生方に沢山の情報を流すということも必要かなということをお願いしたいと思いました。

古市会長：　ありがとうございます。

そういう意味で、先ほど栗生さんもおっしゃったんですが、一方的に流すのではなく、要するに現場の先生方が使いやすい資料と言いますか、情報と言いますか、小学校4年生だったら環境総合学習やりますので、こういうような情報があると良い、もっとこういうふうにしてくれると有り難いとか、そういうフィードバックできるような仕組みがあると、もっと広がるかなという気がします。それが、355万円が十分かどうかは分かりませんが、折角予算があるわけですから、その辺を有効に活用していただければと考えます。

ありがとうございました。

では、以上で報告事項を終わります。次に協議事項に移りたいと思います。

それでは、協議事項につきましては、青森・岩手県境不法投棄現場・環境再生計画（素案）についてでございます。この素案そのものは、資料6-2にご用意いただいておりますが、それに向けてのスケジュール、その辺につきまして、一部手直しもございますので、まず資料6-1に基づきまして御説明よろしくお願ひ申し上げます。

事務局　：　それでは、資料6-1を御覧ください。

青森・岩手県境不法投棄現場・環境再生計画の策定スケジュールについてです。

ただ今、会長からお話がありましたように、計画の策定スケジュール等について、これまでお示ししていたものから見直しがございますので、まず計画案に先だって説明いたします。

資料、フロー図になっておりますが、まず変更点ということで3点御説明いたします。

1点目ですが、協議会に示す計画案の名称について、これまで第1次案、第2次案、最終案としておりましたが、今回、県内部の策定手続の精査などを踏まえまして、資料の大きな囲みですが、上から計画素案、計画案、計画最終案ということで整理しております。

2点目として、協議会の協議回数についてですが、3回を予定していたものを4回に、1回増やす形にしております。この1回増えることについては、上の2つ目、3つ目の枠ですが、本日お示しする素案について2回協議いただくということによるものです。これは、後ほど、素案の中にもありますが、この環境再生計画は、環境再生の基本的な施策を定めるという位置付けということで、その基本ということに鑑みて、最初の段階でしっかり御意見をいただくために2回、協議機会を確保するというにしましたものです。

3点目として、今の計画の協議回数が4回になるということに関連して、1回増えるということに関連して、計画の策定時期ですが、本年度秋頃と予定していたところを1番下の囲みになりますが、平成22年3月、年度末の策定期とするというのであります。

以上の変更点を踏まえて、改めて資料の上から時系列で策定の流れを簡単に説明いたします。

まず、本日お示しするのが、環境再生計画素案ということです。

古市会長： ちょっと待ってください。これ、分けてやった方がよくないですかね。6-1と6-2の説明を。

事務局： もうちょっと、若干、流れをひとつお簡単に説明します。

本日お示しするのが、素案ということで、これについて本日の第28回協議会、それから9月に予定している第29回協議会で協議いただきます。この2回での意見を踏まえて、県の内部に設置しております「県境再生対策推進本部会議幹事会」により計画案を協議し、全庁的に検討を加えて環境再生計画案とします。

続いて、その計画案について11月に予定されている第30回協議会による

協議、それからさらにパブリックコメントを行って、計画最終案とします。

最終段階として、この最終案について、本年度最後の第31回協議会になりますが、お示しし、最終的に御意見を伺ったうえで、県として県境再生対策推進本部会議に計画最終案を付議し、本年度末に計画策定ということで考えております。

6-1については以上でございます。

古市会長： ありがとうございます。

いかがでございますか。環境再生計画の策定スケジュールが、資料6-1のように少し改定されておりますが、いかがでしょうか。こういう段取りで、来年の3月に策定になるということでございます

中身を見ないと、何とも分からないかもしれませんが、ただ、これは構造的に素案、計画案、それから最終案という、3つの段階になっていますね。これの違いみたいなものは、何か、レベルの違いみたいなものはあるのでしょうか。

事務局： それについては、後ほど資料6-2の計画案の方に書いてありますが、環境再生計画というのは、環境再生の基本的な施策を定めるということで、個別な事業化にあたっては、その詳細は別途、この計画の外で検討させていただくということにしておりますので、素案、計画案、最終案とはしておりますが、そういう基本的な施策を定めるという中で、そうした内容で追加されるものがない限りは、今日、お示ししているようなボリュームとなるだろうと考えております。

古市会長： ありがとうございます。

井上先生、いかがですか。以前、この計画の策定にあたっては、計画論的にはどうだというような御意見を前回いただいたように思うんですが、このプロセスについて何か御意見、ございますでしょうか。

井上委員： 前、どういうことを言ったのか、ちょっと正確には覚えていないんですが、多分、前に申し上げたのは、外注する相手との関係においてコメントしたことは記憶しているんですが、プロセスとして、内部の協議を中心にこういう展開をするということについては、いたって真っ当な手順ではないかというふうに、取りあえずは思います。まだ、内容を見ていないので、内容を議論していないので、ちょっとコメントしにくいんですが、手順としては、これでいいのではないかと思います。

古市会長：　　そうですか。はい、分かりました。
　　そしたら、佐々木先生、いかがですか。

佐々木委員：　これも本当に計画の中身を見ないと、よく分からないですね。基本的な方針というのが書かれていて、それをどこまで具体的に私たちがイメージしながら議論出来るかというのが、ひとつのポイントだろうと思います。そこは、また後で、御説明いただいてから考えたいと思います。

古市会長：　　分かりました。ありがとうございました。
　　大久保委員、お願いします。

大久保委員：　このスケジュールでは、中間にパブリックコメントを求めるところがありますが、このパブリックコメントが求められて、最終案と書いてありますが、どこで協議されるのでしょうか。
　　これは、第30回協議会の中でパブリックコメントを協議して、最終案になるのでしょうか。

事務局　：　パブリックコメントというのは、協議会とは全く別に県の様々な計画策定の手続きとして、一般県民に広く意見を聞くという手続きでございまして、そのパブリックコメントの結果に対する県の考え方を含めて、最終案としてまとめて協議会に示すということになるかと思います。

大久保委員：　パブリックコメントが求められてから、県庁の中で最終案がまとめられるということですか。

事務局　：　そうですね。

古市会長：　例えば、素案のところでは、県境再生対策推進本部会議幹事会というのがございますよね。今、ちょっとお聞きになったのは、パブリックコメントを踏まえて、そういうところを通して、また最終案を作るということはないのかという、そのような意味合いじゃなかったでしょうか。

事務局　：　パブリックコメントの後に、その本部とか幹事会とかにと。

古市会長：　最終案を作るという意味で。

事務局 : 通常、パブリックコメントの処理ということについては、所管課において行っているというふうに理解しております。

古市会長 : この幹事会というのは、どんな感じなんですか。

事務局 : 組織として県境再生対策推進本部というのは、副知事が本部長でございまして、部長級がメンバーでございまして、その下の組織でございまして、課長級レベルの組織ということで、いろいろ事務的な、具体的な検討ということで、この計画案の前に事務レベルでのいろんな検討を幹事会という形でやりたいという意味です。

古市会長 : そうすると、このパブリックコメントの後は、それよりももっと担当者レベルでおやりになるということですか。

事務局 : 担当者レベルというか、環境生活部として。

古市会長 : 横断的ではないという意味ですか。

事務局 : あと、パブリックコメントを所管しているのが、企画部門ですから、そこでの調整も当然行いながらということになります。

古市会長 : 幹事会とは別のものなんですね。

事務局 : 全く別です。

古市会長 : 別ですね。わかりました。
すいません、小原委員、よろしくお願いします。

小原委員 : 22年3月に環境再生計画が出来上がるわけですが、実際に、その撤去は24年まで、先ほど御説明ありましたが、24年まで続けられるんですね。

今日、先ほど、ドラム缶の話の時に、汚染土壌の話が初めて出てきたんですが、実は岩手側は、この汚染土壌をどう処理するかということに本当に悩み苦しんでいるんですね。水で洗ったり、微生物を使ったり。それでも、私たちが聞いても、専門的でよく分らないんです。大変難渋しています。

どういう所に汚染土壌があるかということ、ドラム缶が沢山出た所です。岩手側も沢山出ており、その下にベンゼン系というか、溶剤系が出ているものがド

ラム缶で捨てられている。その下に染み込んでいるらしいんです。

その汚れた土を一体どうするのかということで、こういうのは出してやるのか、水を入れてそこで洗浄してまた水を出すとか、さらに薄くなったものについては、微生物を使うということでやっているわけです。

今回、地山というのが出て来て、今の写真を見るとあまり汚れていないんだろうなという気がしますが、ドラム缶が出た下がヤバイですよね。したがって、これからまだ沢山掘っていく時に、2年前に計画が出来上がるというのは、どうなるのかなと。

多分、それには、追加的な計画というのものもあるんですが、この再生計画は、すばやく対応されて、凄く早く進んでいて、それはそれで凄くとは思っています。まだ進行中で、これからどうなって来るか分からない面もかなりあるのではないかという気がしまして、ちょっと発言させていただきました。

古市会長： ご質問の趣旨は、多分、私なりに理解しますと2点あると思います。

1点目は、撤去作業中であり、その状況においては、またドラム缶とかいろんな状況が変化して、環境再生のあり方にも影響する可能性もあるのではないかと。だから、その辺はどう考えますかというのが1点目ですよね。

2点目は、岩手側では、汚染土壌をどう撤去するかというのが、今懸案になっているということで、その状況が、例えば青森ですと、全体の中に廃棄物が埋まっており、下の地山の上に容器の中にそういうもの全体が入っていると。それを撤去していく時の一番下の底の地盤、地山部分の下はどうだろうかという議論をやっているわけですね。

岩手県の場合は、どちらかと言いますと、浅い所にスポット的にそういうドラム缶を埋めて、投棄されていまして、その下が要するに溶出して汚染しているのです。例えば、要するに岩手県と青森県では状況が違うということですから、そこを見るのか、その辺の違いみたいなことをどういうふうにお考えかということが2点目かなということで良いですか。

小原委員： 出てくれば、それなりに適切に処理されると思うんですが、それは、22年3月までに計画作ってしまうと、そこが変わってくる可能性も結構あるんじゃないのかなという気がいたしました。

最終的には、全部を綺麗にしますと。綺麗にした後、どうするかという計画ですから、問題ありませんよと言うとそうなのかもしれませんが、その過程でいろいろ出てくることへの対応は、やっぱりあるのではないかという気がいたしまして発言いたしました。

古市会長：　そうですか。事務局、いかがでしょうか。

山田室長：　今のご質問、私からお答えしたいと思います。

この環境再生計画というのは、原状回復が終了したという大前提の下での計画でございますので、委員自らおっしゃったように、原状回復途上で、どういったものが出てくるか分からない。それは、どういったものが出てくるという可能性は否定できませんけれども、原状回復が終了した後についての計画でするので影響はないものと考えております。

それから、ドラム缶の話でございますが、先ほど、ドラム缶が相当数確認されたと報告しました。ただ、これまで確認されたドラム缶の内容物といたしましては、VOC、揮発性有機化合物ではない物質でございます、そこはちょっと違うのかなど。

これは、あのエリアの廃棄物を撤去して地山が出て来て、その地山について分析をしないと、これは何とも申し上げられませんけれども、ちょっとそういった違いは、岩手県さんとの間にあるというふうに考えです。

古市会長：　小原さん、それでよろしいですか。

多分、小原さんもそういう理解だと思っておりますが、ちょっと危惧されているのは、22年で確定してしまっていて、24年以降のことまで確定してしまっていて良いのかということで、若干、修正するようなことが出てこないでしょうかという意味合いなんです。

ですから、確定というのではなしに、例えば、それが24年以降に終わって、次のステップにいく時に修正、見直してみたいなものがあるんでしょうかということに繋がっていくと思うんですが、その辺はいかがですか。

勝手に言っていますが、小原さん、それでいいんですよ。そういうことですよね。

山田室長：　先ほど、影響はないものと考えていると。これは、基本的にはそう考えております。ただ、現場の事情の変更ということで、再生計画についても手直しが必要といった状況が出てきた場合においては、それは検討課題として検討することになることもあると思います。

古市会長：　ということで、わかりました。

その時に、見直しの可能性もあり得るという理解だろうと思います。

他によろしいですか。須藤さん、何か言いたそうな顔ですが。よろしいですか。次の内容をお聞きしてからで。

6-2の御説明、計画案の内容の御説明、よろしく申し上げます。

事務局： それでは、資料6-2になりますが、青森・岩手県境不法投棄現場・環境再生計画（素案）についてです。

この素案は、3ページからなっておりますが、大きく3つ。1ページ目の1の計画の策定にあたって、2の計画の位置付け等、2ページと3ページ目が3の施策内容という構成になっております。

お手元への配付が本日になったということもございますので、全文読み上げる形での説明といたします。

1. 計画の策定にあたって

本県田子町と岩手県二戸市にまたがる青森・岩手県境不法投棄事案について、本県は現場の原状回復に当たって、馬淵川水系の環境保全のため汚染拡散の防止を最優先とし、廃棄物及び汚染土壌は全量撤去を基本とする原状回復方針を決定した。

現在、この原状回復方針を基に、産廃特措法の期限である平成24年度までの原状回復事業完了に向けて、計画的に撤去作業を進めており、今後、標高の高いエリアから、順次、廃棄物の撤去が完了し、地山が露出してくる見込みである。

このため、撤去作業と併行して跡地の取扱い方策を検討し、その内容を踏まえ、原状回復事業を効率的に進めるとともに、汚染がないことが確認された地山について跡地に関する事業が円滑に実施されるよう、全体の事業を一体で捉え進めていくことが重要である。

また、本事案は、全国的にも重要な問題となっている不法投棄を考える上で多くの課題を提供し、その解決に向けて広く関係者の努力が重ねられ、貴重な教訓、経験、知恵、技術が蓄積されてきた。

これらを踏まえ、現場の原状回復後の跡地の取扱い方策等について、「青森・岩手県境不法投棄現場・環境再生計画」として策定するものである。

2. 計画の位置付け等

(1) 本県の原状回復方針を踏まえ策定した「廃棄物本格撤去計画書」では、「恵み豊かな大地と良好な自然環境を次代に引き継ぐことができるよう、不法投棄廃棄物の撤去完了後における環境再生を目指す」とこととされており、本計画は、県の自主的な取り組みとして、この環境再生の基本的な施策を定めるものである。

(2) 施策の事業化にあたっては、その詳細を別途、検討するものとする。

2ページ目です。

3. 施策内容

「県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会」において整理された環境再生の方向性、(①市民参加による自然(森林)再生、②地域振興、③教訓等の継承・発信(教育・文化活動))を踏まえ、現場跡地の取扱い方策や経験等の情報発信について、以下のとおり取り組むものとする。

以下、(1)自然再生、(2)跡地の活用、(3)情報発信となっていますが、これは、今の3の施策内容の前文の①、②、③に概ね対応させているということ。

同じく、この前文の後段にある、現場の取扱方策というのが、(1)、(2)。経験等の情報発信が(3)に対応しているということでご理解いただければと思います。

以下、戻りますが、

(1) 自然再生

現場跡地については、健全に保たれた環境を次世代に引き継ぐことを目的に、植林による森林域を創出するものとする。

植林にあたっては、環境再生の取り組み等のメッセージ発信を効果的に行うため、市民参加の手法で進めることとし、民間企業との連携方策等についても検討する。

(2) 跡地の活用

現場跡地については、植林による森林整備のほか、その有効活用について検討する。

検討にあたっては、何らかの付加価値を与えていく視点とともに、地域社会のニーズや現場の自然条件・地理的条件・インフラ条件、県財政の状況等を総合的に踏まえて、庁内において部局横断的に行う。

県以外の実施主体において跡地を有効活用する具体的事業(ハード、ソフト)の検討がなされる場合には、総合的な地域づくりの視点から、その内容に応じて現場内の適地を提供する。

3ページ目です。

(3) 情報発信

①青森・岩手県境不法投棄事案アーカイブの整備・公開。

インターネットの活用ということです。

全国・次世代に向けて、本事案に関する継続的・効果的・効率的な情報発信が可能な方策として、青森・岩手県境不法投棄事案アーカイブを整備・公開する。

アーカイブは、原状回復の記録や環境再生の取り組み、全国の関連事案・研究成果等を内容に整備する。

②資料展示・公開

本事案に対する理解を深めてもらう場として、浸出水処理施設を活用した本事案関係資料の展示・公開を行う（活用期間は、原状回復事業終了後の施設稼働期間とし、施設内の空きスペースを活用する）。

施設の稼働終了に伴う施設解体撤去後は、現場に簡単な展示機能を有するモニュメントを整備する。

素案については以上です。

加えて1点あるんですが。既にお気付きの点かとも思いますが、通常、こうした計画の要素である事業スケジュールということについて盛り込まれていないという点について補足いたします。

これは、水処理施設の稼働期間との関係で明示できないということございまして、水処理施設については、原状回復事業終了後も、水質が安定したことを確認するため、一定期間稼働を要することが見込まれております。素案に盛り込んだ施策のうち、水処理施設での資料展示、あるいは現場モニュメントは、この水処理施設の稼働期間に応じて事業スケジュールが決まるということになります。

また、植林、それから跡地の活用についてもですが、基本的には水処理施設稼働終了後の事業実施になると思われまます。

そういうことで、いずれのスケジュールも、水処理施設の稼働期間如何によるということになりますが、現時点で、原状回復事業終了後の水処理施設の稼働期間というのは未定でございます。そういった事情によって、本計画では事業年度は明示できないという点についてご理解をいただきたいと思ひます。

なお、アーカイブについては、原状回復事業終了の翌年度の平成 25 年度から実施できるものと考えております。

ひとつおりの説明は以上でございます。

古市会長： ありがとうございます。

いかがでしょうか。簡潔に素案の骨子の部分を御説明いただきました。これにつきまして、御意見とかコメントを頂戴できればと思ひます。

あと、約25分ほど残っておりますので、今日のメインイベントですので、どこからでもご自由に御意見を頂戴できればと思ひます。

井上委員、お願いします。

井上委員： 先ほどの手順のところでも申し上げたように、手順としては真っ当ではあるんですが、素案、計画案、最終案と3段階で詰めていくという段階の設定はいんですが、この3段階でこの案がどういうふう詰まってくるかというところが、ひとつ見えないなというのがあります。

と言いますのは、先ほどの御説明の中で、ボリュームにおいては、この素案から、そう大きく変わるものではないというようなコメントがあったかと思うんです。

そうすると、別にボリュームが問題ではなくて内容だと思うんです。内容において、どう詰めていくのか。その内容にしたがって、ボリュームも増えていくというのが普通だと思うんですが、その位置付けが少し、私が考えていたのとはちょっと違うなという意味で、御説明いただければと思います。

もう一度言います。素案、計画案、最終案、3段階で詰めていく時、この3段階で何が深まり詰まっていくんですかと。どういうふうに想定されているのでしょうか。私の理解では、ボリュームも増えていくというふうに捉えるのが自然だと思うんですが、ボリュームはそう増えないというコメントがあったので、そこを少しコメントいただきたいと思います。

古市会長： いかがでしょうか。ボリュームというのは、例えば、この3ページですが、3ページ以上増えないという意味ですか。そんなことはないでしょう。

山田室長： この環境再生計画というのが、この計画の2番目に位置付けということを書いております。この位置付けといたしましては、環境再生の基本的な施策を定めると。その計画の素案では、基本的な計画の骨組みについて、協議会で御協議いただきたいと。

素案で基本的な骨組みを固めていただいて、次のステップとしては、計画案。そこでは、多少の肉付けというのは出てくるかと思いますが、計画自体が、基本的な施策を定めるものでございますから、基本的な施策というものが追加されるということであれば、量的にも大分変わってくるかと思います。

そういったものがない限りは、そんなにボリュームとしては増えないのではないかと。多少の肉付けはあると思います。素案で基本的な骨組みを決めていただいて、多少の肉付けをしたものが計画案。それに修正がある場合の最終案、こういった位置付けで考えております。

古市会長： どうぞ、井上先生。

井上委員： 多少というあたりのニュアンスの問題かもしれませんが、例えば2ページで、「市民参加の手法で進めることとし」という文言がありますよね。それを多少詰めていくとなると、結構、いろいろ書き込まないといけないことが出てくると思うんですね。実際、基本施策と言いながらも、ちょっとその辺りが良く分らない。

つまり、この表現にちょっと色加わる程度であつたら、こんな回数は正直言って要らないような気がします。これだけの回数だとすれば、例えば、市民参加の手法とは何だという議論、あるいは、これはそこに多少の基本施策と言いながら、具体性を加えていくという議論をするということで良いのかどうかなんですよね。私は、した方が良いのではないかと言いながら、具体策の本当の具体的なところは、この計画の性格上、できないところも多々あると思います。

しかし、そうは言っても、あまり漠然としたものだとすると、3回重ねてもあまり明確になっていかない恐れがあるのではないかと。

だから、ボリュームはこの程度とか、あまり何か最初から縛りを入れる必要はないのではないかというのが、私の意見です。

基本施策を作るということは、皆、合意しておりますし、基本施策の中身については、各委員にはそれぞれのイメージが多分あると思うんです。いろいろ幅もあり、深さもあると思うんです。それがあって、3回重ねて議論、調整をしていくんだと思いますので、あまり最初から素案の段階で、あまり量は増えないとか、何かいろんな変な縛りを入れない方がいいのではないかというふうに御提案させていただきたいと思います。

古市会長： 一般的に骨子というのはスケルトンですからね。骨だけです。骨だけ見たって分からないから、さっきおっしゃったように、やっぱりある程度肉を付けてくれないと。

肉が付かないと、やっぱりそれがどんなものなのかというのが分からないですよ。だから、付けられるものについては、付ける必要があるんじゃないでしょうかというのが、井上委員の御意見ですよ。

そのための、あと2回、3回の協議会ではないでしょうかという御意見なんです。ちょっと頭に置いてください。

他にいかがでしょうか。富士委員。

富士委員： 最後のところですが、(3)の②の点で、水処理施設は、これは絶対にどうしても施設解体撤去されるということですね。それで、多分、維持管理が難しいとか、いろんなことがあると思うんですが、どうしてもそうなのかと。

それと、その代わりに撤去した後は、簡単な展示機能ということをお書きになっていますが、イメージ的にはどんなものかなということ、少しでも説明いただければと思います。

古市会長： お願いします。

山田室長： 水処理施設の底地の問題がございまして、底地は、これは県の所有ではございません。原因会社の役員の方の所有ということで、この底地については、現在、使用貸借ということで無償で借りております。そこで、水処理が済めば、まず施設を解体撤去して、原状回復して、お返しをするという契約になっていることがございます。

それから、その施設を残しておいて、資料館として活用する場合は、考え方としては、水処理施設が資料館という新たな施設になる。当然、それには維持管理費用も掛かってくるということもございます。これまでの検討のポイントとして、県財政が非常に厳しいということもございまして、新たな箱物というのは、抑制基調でございますので、そういった将来の維持管理費用も含めて、これはそのまま資料館として用いるのは困難と考えております

それから、簡単な展示機能のあるモニュメントについては、これから検討をさせていただきたいと考えております。

古市会長： ということは、あれですか。底地が貸借しているから、そこに資料館を造ったとしても、いずれその資料館は無くなるという御理解ですか。

山田室長： その通りです。

古市会長： ということですね。では、それはそういふうに書くんだなと。

福士委員のおっしゃっているのは、例えば、これをどうしても撤去するのかというお話なんです、何故なら、その背景をちょっと言ってください。撤去する必要もあるんじゃないとか、撤去しない理由もあるんじゃないかという部分なんです。

福士委員： これは、私個人的な意見ですが。あれだけ立派な建屋もありますし、借りてもいいし、買ってもいいし、何とかして展示館というのは、維持管理費をできるだけ削減して上手い方法があれば、残した方が現場の情報発信基地にはなるだろうなと。

古市会長： ということですね。

そういう、今のところ相対する意見になっておりますが。そういうことでございます。

他にいかがでしょうか。石井委員、お願いします。

石井委員： 2ページ目のところですが、3の施策内容のところ、前回いろいろ議論した、1自然（森林）再生、2地域振興、3教育文化活動という①、②、③が、後に書いてある（1）、（2）、（3）にそれぞれ対応すると。こういう3つの要素が方向性で、今回の計画に取りこまれたというような形で理解しております。

ひとつ思ったのは、（1）、（2）、（3）の関係ですね。それぞれの施策というような形に見えてならないところが、何かちょっとあるので、（1）、（2）、（3）が総合化してどうなんだというところも、やっぱりちょっと理念的になるかも分からないんですが、結構こういう計画ものに関しては、大事なのかなという気が、個人的にはしています。

その辺を、今回、僕も考えたいと思うんですけど、今回と、もし次回もそういう話があるのであれば、そういうところを少し考えたら良いのではないかというのがまず1点です。

それから、そういった点で見ると、1にはメッセージ発信というようなキーワードがあると。それから、3番に、これは情報発信ということであるんですが、2番に関しては、跡地の活用ということで、文言のことだけかも分かりませんが、こういうところにもメッセージの発信というのが、僕はあるのではないかと思っています。

何と言いますか、どちらかと言うと、この今回の環境再生というのは、僕が個人的に思っているかも分かりませんが、不法投棄は2度と起こさせない、この場では起こさせないんだという強いメッセージをこの地から発信させていくことが、凄く大事なかなと個人的には思っています。

不法投棄というのは、やっぱり不適正な物流管理で、中央の物が青森まで流れて来てしまって、ここで不法投棄という不幸なことが起きてしまったということで、やっぱり適正な物流管理をしているんだぞということをアピールするというのが、ひとつあるのかなと思います。

そういうところで、2番で、前回もいろいろ議論されていますバイオマスだとか、循環資源をリサイクルするだとかというのもあったと思うんです。適正な物流をアピールするような土地活用というものを、僕は個人的には（2）番のところにも含まれているという理解でいますので、2つです。

この3つを束ねた総合的なものがどうなのかということと、メッセージを発信するという点で、不法投棄は起こさせないという強いメッセージということを、少し僕としては強調できたらなという気がしています。意見です。よろしくをお願いします。

古市会長： 聞かなくて良いですか。質問にしなくて良いですか。

1番目の3方向、1、2、3とされていますが、自然再生、跡地の活用、そ

れから情報発信、これは3つの方向ですよね。こういうものを統合してやりましょうということですし、この前回の協議会でも、3つの方向を統合したような計画をご配慮くださいというふうに要望としてお出ししています。

ですから、それに対する回答というのは、ちょっとまだよく見えないということで、その辺がどうなっていますかというのが1点目ですね。

2点目は、情報発信と言っても、これまでの資料だとか、どういう修復をしましたよということだけではなく、さらに適正な循環型社会に持って行くためには、どうしたらいいんだというような、教育的にも一步、政策提言的と言うか、世の中に発信するようなメッセージ性があってもいいんじゃないでしょうかということですよ。これが2点目。

ちょっとお答え難いかもわかりませんが、県の意向として、ちょっとお聞かせください。

山田室長： 今回の素案では、環境再生計画を策定することとなった背景のようなどころについては、1番で整理したつもりでございます。ただ、御意見にあるようなところについては、舌足らずの部分があるかもしれません。それは、どういう具合に折り込んでいけばいいのか、御議論をいただければと思います。

古市会長： この辺は、要するに統合する方向についてはいろいろ御意見をくださいということですね。元々、県としては、そういうような施策なりの要素、要因、計画要因みたいなものを出来るだけ全て出してくださいということで、そういうものを踏まえて考えますということをおっしゃっていますよね。

ということで、自由に発言していただくということも踏まえて、この井上委員がおっしゃったんですが、3回も要るのかという話ですが、十分にそれは言っていただくということにすれば、むしろ委員の先生方が発言して育てていくのを期待されている。どちらかと言うと、協議会というのはそういうものなんですよ。作ったものをオッケーですとか、ああそうですかというのではなく、作っていくものだとは私は理解しておりますので、委員の先生方も、御自由に御発言を。

須藤委員、どうでしょうか。最後とは申しませんが、言いたいことをおっしゃってください。

須藤委員： 5年、10年が経ち、これが終わって、人間の記憶になくなってしまって、また同じことを繰り返されるかなど。ですから、忘れないようにするためにはどうしたらいいんだろうと。自分でも、私は年齢的に段々ボケて来ますので、忘れてしまいますけども、若い人たちは、これから先のことを考えると、大変

なことになると思うんです。

ですから、子どもたちを指導するのは、その上の人がきちんとしなければ、子どもたちが駄目になってしまうのではないかと思うんです。

今のお母さんたちに託したいなという気持ちが、凄くあります。でも、自分の娘を見ていても、何か頼りないというか、そういう子に育てた私の責任でしょうけども、もうちょっとしっかりして欲しいなと思うんです。

私が最初に、ここに集まった時に、凄いきついことを言った記憶があります。県の方に「こんなにしたのは、県がきちんとしないからでしょう。」と言うと、逆に会長さんに何か言われた記憶があるんですね。それが凄く心の中に残っているものですから、2度とこういうことを起こさないようにして欲しいというのが、一番です。ですから、何かを建てて、どうのこうのよりも先に、もう2度と起こさないでと言いたいですね。そのためには、何かをしなきゃいけないんでしょうけども、建物うんぬんじゃないかなという気持ちです。

心の中に忘れないで残していかなきゃいけないと。建物を建てたから良いのではなくて、一人ひとりの心の中に残していかなきゃいけないんじゃないかと。

古市会長： 経験とか教訓とか、そういうものを後世の世代に是非繋げたいということですよ。私もそう思います。ちょっと表現がまずいかも分かりませんが、好きなようにやられっぱなしで、シュンとして、まあまあまあというふうにやって泣き寝入りだと、そういう暴力は全然改善されませんよね。だから、そういうものを後世に伝えなきゃいけない。嫌な目をしたら、した分だけ、それを強く言わないといけないですよ。それが、例え箱物でなくても情熱であっても、何か形で残したいということですよ。

ということで、是非、その熱い思いを伝えるように、やられっぱなしというのではなしに、やはり、その経験や嫌な思いをプラスに転嫁していかないといけないんじゃないかと思いますが。

他に発言していただいている方、澤口さん、お願いします。

澤口委員： 今、県の説明で、1ページ目の一番最後の行なんですけど、事業化にあたっては、その詳細を別途検討すると。そこから見て、今の環境再生計画の素案、あるいは最終案というものをどういうふうに捉えていったらいいのか、今ひとつ、イメージが湧かないんですが。どのように考えたらいいんでしょうか。

古市会長： いかがでしょうか。

確かに、この位置付け等のところ、施策の事業化にあたっては、その詳細を別途検討するものとなっておりますが、その別途の意味が、ちょっと

多分、御理解していただいていないと思いますので、私も理解していませんが。

事務局： 例えばということで、具体的な例で1つ挙げますと、自然再生で、植林により森林域を整備するとしております。例えば、植林であればどういう面積にするのか、どういう木を植えるのか、どういう密度にするのか、そういったことは、この環境再生計画の中ではなくて、別途県の予算編成等の作業の中で、具体的な予算の裏付けなども含めてやっていくという内容でございます。

古市会長： その時の計画もいろんなレベルがあって、基本的な基本方針、構想計画、もう少し機能を整備したような基本計画、それから具体化するための整備、実施計画みたいなものがあるでしょう。

これは、多分書けることとしたら、今の段階だと、構想計画に近い部分の位置付けになると思うんですが、その別途のところは、どういう形の実施計画か、整備計画だろうと思うんです。それに繋がるようなところは、どういうふうに理解したら良いのかということをお教えくださいという意味ですよ。

事務局： 基本的には、毎年度、県の予算編成作業というものがございまして、その流れに乗ってやっていきたいと考えております。特段、別途実施計画というような形では、考えてはおりません。

古市会長： 澤口さん、いかがですか。

澤口委員： そうしますと、ちょっと極端に申し上げると、案だけを作って、後はどうなるか分からないというふうに捉えられるのですが、これはちょっと言い過ぎかもしれませんが、どうも、もうひとつ、今まで何回もやって、これからもさらに何回も重なるわけですから、もうひとつ目に見える形で、何か県が関わるというふうな踏み込んだところはないのでしょうか。

古市会長： この辺は、室長か部長にお答えいただいた方がよろしいだろうと思います。

山田室長： これは、具体的な事業化にあたって、県の予算編成作業の中で形が具体化していくということなのですが、どういう具合になって行くのかが見えません。

ただ、これは県が策定する基本的な計画でございますが、そういった計画にのせた施策については、確実に県としては実施をしております。

古市会長： いかがでしょうか。今のお答えだと、何を施策にするのかということになりますよね。要するに実施計画に繋がるのは、施策のみだというお話であるならば、じゃ何が施策なんだと。今の議論でいきますと、ここに書かれている施策以外のものは、何なのかという区分けが必要になってきますね。

環境生活部長： 施策の内容ということで3番目に掲げています。この内訳は、基本的な方針というか、基本的な施策のイメージです。

具体の事業化にあたっては、今言ったように、予算の裏付けというのは必要ですし、また現場の状況が、いつやれるのかということ、実施のスケジュールも含めて、それは別途やらないと、これは出来ないんです。

はっきり申し上げて、撤去が終わってしまってから、その水処理が終わるまでどれ位かかるか、これも分かりません。それが終わった後でないと、再生に着手できない。そういう中では、やはりこういう決め方をせざるを得ないと思うんです。

今の段階で、「いつ何をやります。」、「具体的にこういう規模でやります。」というのは、そこまでは決められないということでございます。

計画を定めるということは、県が責任を持ってやるということで、今言ったとおりでございます。それを信用が出来ないとおっしゃられると、そこは辛いものがあるということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

古市会長： 名古屋部長、信用しないとか、そういうレベルの話じゃないんです。何か具体的なことがあって、それをやる、しないということであって、信じられない、信じるという話ではなく、何も見えないから質問されているわけです。

環境生活部長： 具体の施策がどうなるのかというのは、これからの肉付けの仕方にもよるのですが、手法とかということ、ある程度詰めていただくことになると思うんですが、どの程度の規模で、具体の樹種がどうかというのを今決めても、その時になって、また地元の意向というのが変わるかもしれません。田子町さんの意向が変わって来るということもございまして、ここの基本的な計画の中で、あまり縛るといふのは、やはり出来ないだろうと。

大枠を決める。それに従って、具体の実施段階でのアクションプランみたいなものは、毎年度の予算の裏付けをもって決めていくということでございます。

そこを誰が担保するのかということになりますと、計画を作った県の中の関係者ということになりますので、言ってみれば県議会議員さんとか、あるいは町長さんとか、あるいは町の有志の方々とかが、監視役として、そういったことをどうなっていますかとか、計画にあることについてはどうなんだというこ

とを、県に対して確かめるという形でそれが実現していくのではないかと考えております。

古市会長： 井上委員、いかがですか。今、お聞きになって。

井上委員： 県の側の事情は大変よく分かるんですが、この協議会で案として固めるべきものというのは、やはり多少の具体性のある何をやるべきという、その「べき論」をこれから定めるべきだろうと思うんです。実施計画とは違い、いつ幾らでやるということまでを、ここで決めることは出来ないわけですね。

だから、ひょっとしたら何をやるかというのが、50年後かもしれないけども、この協議会としては、やるべしという具体的な像は、やはり出すべきだと思うんです。県の財政の事情、いろいろな行政の諸事情により、あるいは環境も変わるかもしれないので、具体的にいつ、何が、どう実行されるかというのは、変わるのは当然だと思います。これは当然だと思います。

しかし、この協議会は、やっぱり何をやるべきだという、多少の、少なくともここにいる人たちが、具体的にイメージできるものを決めるべきではないかと。

ただ、それが、これだけの人がいますから、あまり突拍子のないものは出て来ないと思いますし、やはり、それは何十年かという時間を要するものも出るかもしれませんが、時間の要素はある程度外して、多少具体的に像の見える「べき論」を是非、案の中ではまとめていったら良いのではないかと。

古市会長： ありがとうございます。

今のことに关しまして、佐々木委員お願いします。

佐々木委員： 私も、石井委員、井上委員の御意見に全く同じです。

と言いますのは、私もいろんなプランニングをしてきた経験からしまして、例えば2ページ、3ページに書いてある(1)、(2)、(3)をみると、例えることばかり書いてある。だけど、実際に具体化していくとなると、何を重点においてやるかという方針が決まっていないと、結局予算が付いたものから順番にやっていくとか、あるいは出来そうなものから順番にやっていくということになってしまいかねない。

やはり、この場で井上委員がおっしゃったように、これを一番重視しよう、あるいはこれを重点的に計画を実現していこうということ、せめてそれぐらいのことが決まらないと、多分殆ど計画の立てようがないんじゃないかという気がします。

是非、残りのこれからの協議会でそのあたり、協議会として議論を詰めていくべきではないかというのが1つです。

もう1つは、今までの議論に出ておりませんが、この再生計画は来年の3月までに策定し、実際に撤去計画が完了するのは、さらにその2年後あるいは浄水施設をどうするかというのは、まだその先ずっと先になりますが、計画が出来てから少なくとも2年間何をするのか、あるいはその先までどうするんだろうということが、ちょっと今全く空白ですね。

だから、少なくとも計画が出来てから、住民の方々にこの計画を実現させるとか、あるいは、いつか良い形で将来の姿が出て来るのだということを常に思い浮かべられるような、鮮度を保つためにはどういうことをしたら良いかということも併せて議論する必要があると思います。

だから、来年3月に計画されて、撤去後、事業計画を立てましょう。あるいは事業をしましようということまでには、やっぱりなすべきことがあるんじゃないかと思います。

古市会長： ありがとうございます。

この辺は、小原委員にも共通することで、計画を策定した後、撤去作業が終わるまでの間に空白があると。その見直しみたいなものは必要でしょうと。

それから、何をやるべきかという井上委員の意見に対して、佐々木委員から優先順位を決めるべきではないかと。

ですから、もっと具体的に何をやるべきかというぐらいい出して、優先順位ぐらいい付けて、それがたとえ県がおっしゃるように、予算が付かなかったとしても、少なくともそういうメニュー出しをして、議論をして、この委員会で優先順位を付けた形にした方が、よろしかろうという御意見です。多分、そうだと思うのですが。

松橋委員、どうでしょうか。御意見をまだ頂戴していませんけども。松橋委員は、前に地域振興等をおっしゃっていたように思うんですが。

松橋委員： まず、処理施設を撤去するということではありますが、やはり学習の場、この施設はこのようなことで残ったという勉強の場のためには、どうしても必要であると。田子町の意見として述べた場合、残していけないものかなということ、今考えました。

どうしても県の方針で施設を壊してしまうのだというのではなくて、町としては、どうしても学習の場、もう2度と不法投棄は許さないというような考えで、アピールの形で何とかこれを残してもらいたいなと思っております。

また、田子町の願いとしては、元の自然にということの願いが大きいわけで

あります。今後、いろんな協議が進むと、具体性が出てくるとは思いますけども、ボヤッとしたのではなく、本当にこのメニューとして具体性を出してもらえれば、イメージが出来るのかなと思います。

古市会長： 町長さんの御意見か、個人としての意見かは分かりませんが、ああいう施設は、資料館として残して欲しいという御意見ですね。

そういうのを県と同時に、町として残すというようなお考えはあるんでしょうか。ちょっと立ち入ったことをお聞きしますが。

それと、そういう教育文化の伝承という話と同時に、前に地域振興ということで、町として例えばバイオマスだとか、いろいろなことを検討されておりましたよね。だから、そういうことも何か考えておられるのか、もうあれは終わったよという話なのか、その辺はいかがでしょうか。

松橋委員： 町としては、あの施設のようなものは造れないわけでございます。今あるものを活用することになれば、これから県と話し合っ、あれを活用してもらいたいなど。また、いきたいなど思っております。

古市会長： 地域振興するためのバイオマスですと、例えば、バイオマスタウンというのが国の農林水産省の事業としてやっており、そういうものを申請すれば、かなり負担が減るんですよ。

それと事業化のところだと、PFIみたいなやり方があるって、そういうふうにやると、民間のコストでという可能性があるんですよ。その辺の読み方なんですけども、2ページの跡地の活用のところの下の3行目、県以外の実施主体について、跡地を有効利用する具体的事業の時は、現場内の適地を提供すると書いてありますよね。だから、例えば、読み方によっては、そういうことも頭に入れておいても良いんですよ。

要するに、県はそういうサポートはしますよと。手を挙げてくれて、熱い人がおれば、やっていただいいていいですよという意味なんですよ。

山田室長： 今まさに、会長さんがおっしゃったとおりのことを考えております。

古市会長： ありがとうございます。

事務局： それから1点、確認をさせていただきたいのです。水処理施設をこれからも残すということで、今お聞きしましたが、田子町の意見集約というものをしていただいて、県の方に出していただいております。その中では、水処理施設は

撤去をするということで、意見の集約をされたと思っております。そこは、田子町の集約された意見を含めて、今回素案を作ったわけですが、そこはいかがでしょうか。

松橋委員： 水処理施設を要らないということだったと思いますが。それは、お金が掛かるから、利子が掛かるからということだと思います。

でも、また違った意味で、県の方でも何とかこの不法投棄の現場に、そのようなものがあったんだよというような資料館みたいな感じで造っていただければ、残しておくというか、設けてもらいたいと思っております。

古市会長： よろしいですか。

また後で御議論ください。

今日のところ、ちょっとお約束の時間の4時を十何分過ぎていまして、そろそろ今日は終わりにしたいと思います。

いろいろ御意見をいただきましたので、次回もこれを議論する機会がございますので、今回の案をよく読んでいただいて、今まで検討してきたこと、全国の方々からご応募していただいた内容等も踏まえながら、しっかり地元のためになる環境再生計画を作り上げたいと思っておりますので、またよろしく御協力のほどお願いしたいと思います。

それでは、この協議事項は終わらしまして、5のその他の項目に移りたいと思っております。

では、事務局、お願いします。

事務局： それでは、資料7、第29回協議会の開催についてです。

次回は、9月19日土曜日、場所はここのユートリーで行います。その他に現場の視察を考えております。

スケジュール的には、10時15分から2時間ほど協議会をいたしまして、昼食後、バスで現場に移動しまして、不法投棄現場及び水処理施設を見まして、バスで再び移動し、17時に八戸駅東口で解散というスケジュールでございます。

以上です。

古市会長： ありがとうございます。先に協議会をやって現場視察して、また帰ってくるということですね。分かりました。

そしたら続けてやっていただけますでしょうか。その他事項、ございますか。

事務局： それでは、予めお配りしております「環境再生に向けた取り組み」というパンフレットがございます。これは、今年度版が出来ましたので、参考までに御覧くださいということで配付したものでございます。

毎年作っております、表紙の上空写真を差し替えたほか、例えば5ページの撤去量を更新したりしましたし、それから6ページの処理先、処理委託先が増えております。それから、自主撤去の費用拠出額の更新とかをしております。

最終ページの経緯等も追加しております。

以上でございます。

古市会長： ありがとうございます。

このパンフレットは、前にいただいたんですね。よろしいですね。

では、以上で今日の報告事項、協議事項は終わりたいと思います。

最後に総括をということなんですが、もう総括することは一言で、今日、委員の皆様方から貴重な御意見をいただきましたので、この意見は、議事録をとっていただいていますよね。それをしっかり踏まえて、次回は骨だけではなく、少し身を付けたものをお出しいただければと思いますので、よろしく願います。

よろしいですか。これが全てだというのではなく、よろしく願います。

次回、熱い議論を引き続きやらせていただきたいと思いますので、よろしく願います。

私、司会の方、これで下ろさせていただきますので、マイクをお返しします。よろしく願います。

事務局： 古市会長、どうもありがとうございました。

また、委員の皆様にも、活発な御発言をいただきまして感謝申し上げます。

山田室長： 申し訳ございません。今回の協議会で素案を御協議いただきました。それで、素案についての協議を、この次の協議会でも継続していただくということで考えておまして、県が御提案をする素案は、今回の素案、そのままということで考えておりました。

古市会長： それが素案にならなくてもいい。そういう位置付けの問題の議論は、また次回させていただきますが、やはり全国に公募されて、5件を選定されて、県知事の表彰までされて、そういう内容をいただいたわけです。

ですから、そういうメニュー出しの部分は、出来るだけ頭出ししていただいて、提示して、これを計画の肉にするのか、しないのか。メニューだけで終わ

らせるのか分からないけども、そういう資料だけはお出しただいて議論をしないと、これ3ページが全てだから、これで議論しろと言っても、中身が見えないと議論が出来ませんよ。これは、あり得ない。それだけは申し上げたいと思います。

環境生活部長： 繰り返しになりますが、素案に対する、今出されました意見について、我々の方に後でも結構ですが、ファクスとかメールでも結構ですので、具体的にここをこう直して欲しいというようなものを出していただけると、それを踏まえて、付け足したものとして、素案の肉付けみたいになるんですけども、そういったものが議論できるのではないかと思うんですが。

古市会長： 名古屋部長、皆さんは、この3つの案の位置付けがはっきりしないし、素案の部分の骨子というのは、どこまでが骨子であって、どこまでが付け加えるものであるというのが分からないんですよ。

だから、メニュー出しとして、今までいろいろ議論されたから、例えば、自然再生の部分でもいろんな御意見をいただいたでしょう。そういうもののメニュー出しをしたらいいじゃないですか。そういう議論のために資料は作れるでしょう。県として、作れませんか？それを素案として入れるか、入れないかということは、またここで議論すればいいんですよ。

山田室長： 今日いただいた御意見について、整理をいたします。それについての県の考え方、どこまで整理できるか分かりませんが、今日いただいた意見の整理と、それに対する県の考え方といったような資料については、準備をさせていただきたいと思います。

古市会長： それと同時に、今、名古屋部長がおっしゃったように、委員もここで議論するということになっているのですから、それなりの御意見を書いたものをお出しいただきたいと思いますね。それと併せて議論しましょう。

ですから、この位置付けについては、県で出来ること、出来ないこと、そういうのは皆さんよくわかっているのですよ。でも、最初からこの3ページ以上は、駄目だよというのであれば、議論にならない。だから、それは協議の場じゃないんですよ、それは。それだけ申し上げます。

事務局： どうもありがとうございました。

最後にもう時間が過ぎているのですが、ちょっとだけお時間をいただきたいと存じます。

本協議会の委員の任期でございますが、ご承知のとおり7月30日をもって満了となります。4月の前回の協議会でも申し上げましたとおり、これまで協議会委員の任期切れに伴います委嘱替えの手続きを進めてまいりましたが、この度、公募委員でございます栗生委員、そして須藤委員。それから、本日あいにく御欠席でございますが、田子町からご推薦の柳田委員、そして二戸市から御推薦の工藤委員の以上4名の委員の方が、7月30日をもって退任されるということになりました。退任される方々には、本日は最後の協議会ということになりますので、ここで一言ご退任のご挨拶をお願い出来ればと思っております。

それではまず、栗生委員からお願い出来ますでしょうか。

栗生委員： 栗生でございます。

この協議会に出席出来まして、今、廃棄物の撤去についていろいろと計画がなかなか大変だったんですが、今年度から計画が進んでいるということは、本当に関係者の皆様の努力だと思っております。

私も地域住民としては、本当に期間内に作業が終了するという事は、本当に有り難く思っております。

今後、いろんなことがあるかと思いますが、それを時間内に終わらせると同時に、立派に環境再生が出来ますこと祈念して、挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

事務局： どうもありがとうございます。

引き続きまして、須藤委員から一言よろしく申し上げます。

須藤委員： 夫が現職の時に、県境は大変な所だというふうに聞いたんですね。その時に私は、自分がここにこうしているとは思っておりませんでした。これからきちんと処理が出来た新しくなった所を、もう一度見てみたいと思います。

ありがとうございました。

事務局： どうもありがとうございました。

今回、ご退任される委員の皆様には、これまで協議会の運営にあたりまして多大なご貢献をいただきましたことに感謝申し上げますとともに、今後とも御意見、御指導等を賜りますよう、お願い申し上げたいと思います。

それでは、以上を持ちまして第28回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を閉会いたします。

本日は、どうもありがとうございました。